

安 堵 町
第6期障害福祉計画
(第2期障害児福祉計画)

安 堵 町
令和3年3月

はじめに

安堵町では、平成 30 年 3 月に「第 3 期安堵町障害者計画」を策定し、『みんながふれあい とともに暮らし 安堵するまち』を基本理念とし、同時に策定した「安堵町第 5 期障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画）」に基づいて、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を計画期間として、保健、医療、障害福祉、保育、教育など幅広い分野にわたって障害のある人の支援の諸施策に取り組んでまいりました。



今期の計画では、『みんながふれあい とともに暮らし 安堵するまち』を基本理念に、障害のある人を取り巻くあらゆる障壁を取り除き、障害の有無にかかわらず、すべての住民にとって安心して暮らすことができるまちづくりや障害福祉サービスを推進するため、「第 6 期安堵町障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）」を策定いたしました。

町内にも障害のある人の社会参加をする場が整備されつつありますが、多種多様な障害のニーズに合わせて就労支援や、休日の余暇支援、また、親亡き後に向けた支援など多くの課題を抱えており、本計画においてこれらの解消につながる事業を展開できればと考えています。また、近年は障害児の福祉サービス利用は増加傾向にあり、発達のつまづきや障害のある子どもの早期発見、適切な指導・支援につなげ、そのニーズに伝えていくことが求められています。

これらの取り組みを実現していくためには、行政だけでなく、住民の皆様をはじめとして、障害福祉サービス事業者や関係機関、専門家、団体、企業等が相互に連携することが大切と考えており、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、計画策定にあたり、多大なお力添えをいただきました計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係者並びに関係機関の皆様、そして貴重なご意見をいただきました住民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

安堵町長 西本 安博

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の法的根拠	2
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制	3
6. 計画の基本理念と基本的な考え方.....	4

第2章 本町における障害のある人の現状

1. 総人口の推移.....	6
2. 障害のある人の状況.....	6

第3章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標等の達成状況

1. 第5期障害福祉計画に係る成果目標等の達成状況.....	11
2. 第1期障害児福祉計画に係る成果目標等の達成状況	19

第4章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

1. 訪問系サービス	22
2. 日中活動系サービス	23
3. 居住系サービス.....	24
4. 相談支援	25

第5章 障害児通所支援等の見込量と確保の方策

1. 児童発達支援・医療型児童発達支援.....	27
2. 放課後等デイサービス	27
3. 保育所等訪問支援.....	28
4. 居宅訪問型児童発達支援.....	28
5. 障害児相談支援	28
6. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	29

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

1. 必須事業.....	31
2. 任意事業	37

第7章 その他事業の見込量と確保の方策

1. 地域生活支援拠点等の設置と機能の充実	38
2. 発達障害者等に対する支援.....	38
3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
4. 相談支援体制の充実・強化等.....	39
5. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	40

第8章 成果目標の設定

1. 障害福祉サービス等に関する成果目標	41
2. 障害児支援に関する成果目標.....	46

第9章 計画の円滑な推進に向けて

1. 計画の推進体制	48
2. 計画の進行管理と評価.....	49

資料編

安堵町障害者計画及び安堵町障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	50
計画策定委員会委員名簿.....	51
用語解説.....	52

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

安堵町（以下、「本町」という。）においては、平成30年3月に「第3期安堵町障害者計画」を策定し、『みんながふれあい ともに暮らし 安堵するまち』を基本理念とし、障害のある人に係る施策を計画的に推進してきました。また、同時に「安堵町第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等、多様化するニーズに対してきめ細やかなサービスの提供、環境整備に努めてきました。

近年、障害のある人を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

国では「障害者基本法」の改正（平成23年8月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）、「障害者差別解消法」の成立（平成25年6月）及び「障害者雇用促進法」の改正（令和2年4月）といった国内法の整備が進められました。

さらに、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、国の障害者制度の動向を加味した、さらなる障害者施策の展開が求められています。

なお、平成30年4月には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されました。改正の内容は、障害のある人自らが望む地域生活を営むことができるような「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

一方で地域社会に目を向けると、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現には、なお課題が残されています。この度、本町のこれまでの取り組みや、障害者制度に係る国や県の動向を踏まえ、本町におけるさらなる福祉のまちづくりを推進するため、「安堵町第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の法的根拠

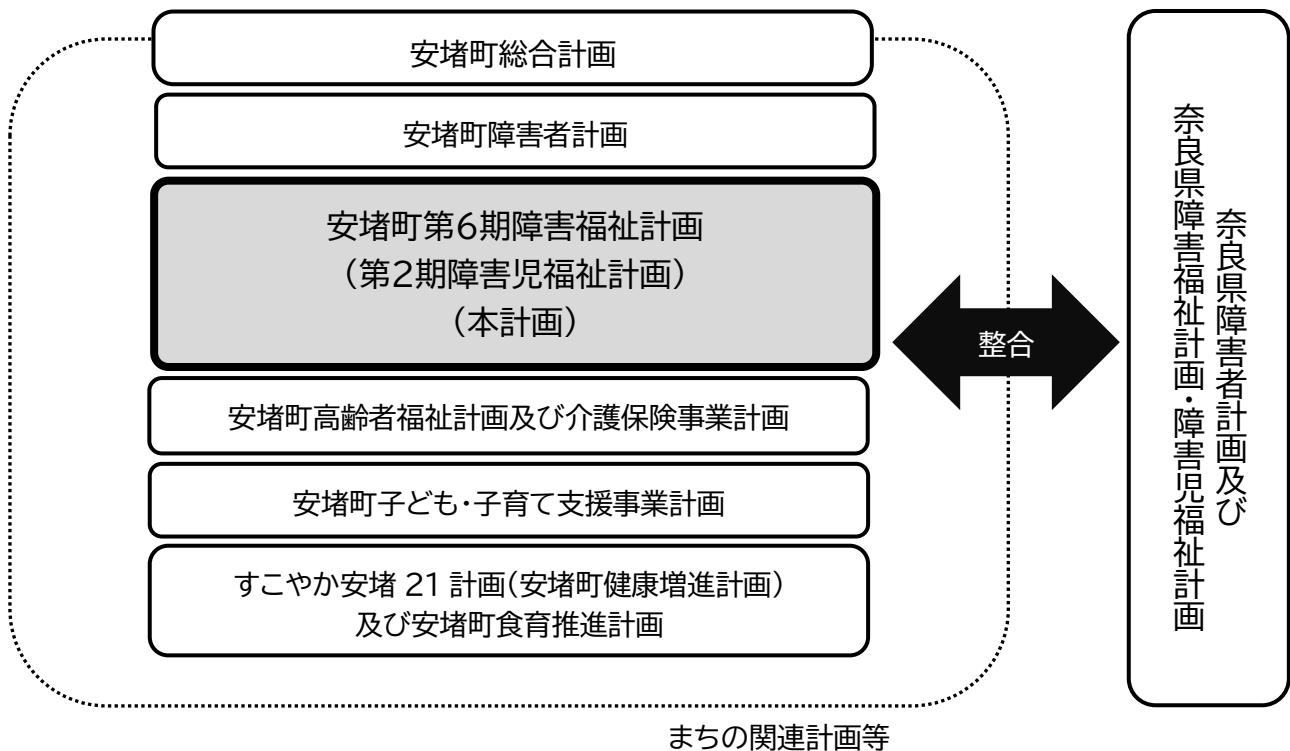
「安堵町第6期障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「安堵町第2期障害児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施について定めた計画です。

3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」、奈良県の「第3期奈良県障害者計画」「第6期奈良県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は、「安堵町総合計画」を上位計画とし、「安堵町障害者計画」に掲げる理念や基本目標を推進するための計画であるとともに、「安堵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「安堵町子ども・子育て支援事業計画」「すこやか安堵21計画（安堵町健康増進計画）及び安堵町食育推進計画」等の関連計画における障害のある人等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとしします。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の3年間とします。
 なお、関連計画である「第3期安堵町障害者計画」は令和5（2023）年度末に改定するものとし、「安堵町第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」と一体的に策定するものとしてします。

区分	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害福祉計画	第6期障害福祉計画（本計画）			第7期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第2期障害児福祉計画（本計画）			第3期障害児福祉計画		
障害者計画	第3期障害者計画			第4期障害者計画		

5. 計画の策定体制

本町健康福祉課が事務局となり、安堵町障害福祉計画策定委員会を開催し、本計画についての意見交換及び審議を行いました。

●安堵町障害福祉計画策定委員会の開催状況

時期	事項	内容
令和2年 11月4日	第1回 安堵町第6期障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画)策定委員会	○計画の基本的な考え方（概要） ○計画の骨子案について ○安堵町の状況と課題
令和3年 2月4日	第2回 安堵町第6期障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画)策定委員会	○計画案について ○成果目標の設定 ○計画推進体制

6. 計画の基本理念と基本的な考え方

(1) 本計画の基本理念

本計画においては、「第 3 期安堵町障害者計画」に掲げる基本理念との整合性を保つ観点や、国の制度改正等を踏まえ、以下の理念を定めています。

《基本理念》
みんながふれあい ともに暮らし 安堵するまち

(2) 障害福祉施策を進めていくうえでの主な視点

障害福祉施策を進めていくうえで近年、大切にされている主な視点は以下のとおりです。

◆ノーマライゼーションとソーシャル・インクルージョン

すべての人が障害の有無にかかわらず、自分らしい生活を送ることができ（ノーマライゼーション）、かつすべての人が排除されることなく、社会の構成員として支え合い、居場所がある社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現を基本的な視点として定め、障害者施策を推進していきます。

◆地域共生社会の実現

国は、平成 28 年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、その中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現をめざすことを示しました。

「地域共生社会」とは、地域のすべての人々が暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことをめざすものです。「地域共生社会」の実現に向け、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを進めていきます。

◆「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された、平成28年から令和12(2030)年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障害福祉に関する目標としては「不平等」(差別解消)や「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障害のある人の雇用)等が挙げられています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点の下、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

(3)本計画の基本的な考え方

本計画における基本理念の実現に向けて、障害福祉施策を進めるうえでの主な視点を踏まえた、基本的な考え方は以下のとおりです。本計画において定める各種取り組みや事業の推進にあたっては、この考え方に基づくものとします。

◆障害のある人に対する理解の推進

ノーマライゼーションの理念の下、障害のある人に対する正しい理解と認識を住民全体に広め、障害の有無にかかわらず、互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合う偏見や差別のない、ともに生きるまちづくりを推進します。

◆自立した生活への支援とバリアフリーの促進

障害のある人自身がサービスを選択し、必要な支援を受けながら、地域でその人らしく生活することができるよう、障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、障害のある人の尊厳が守られ、社会参加を妨げられることなく、暮らしやすい地域づくりを推進します。

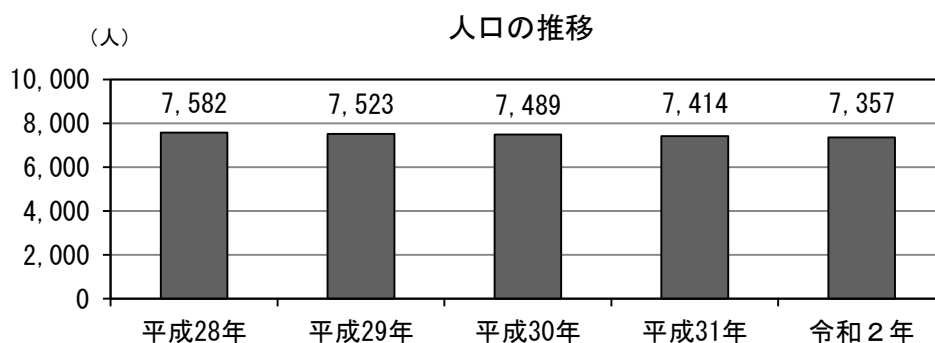
◆障害のある人にやさしいまちづくり

社会参加を妨げられることなく、障害のある人が様々な活動に参加できる機会が確保されるように努めます。また、誰もが安全・安心に生活や就労ができるよう、ハードとソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったやさしいまちづくりを推進します。

第2章 本町における障害のある人の現状

1. 総人口の推移

本町の総人口は、平成28年から令和2年まで減少傾向で推移し、令和2年3月31日現在の人口は7,357人となっています。



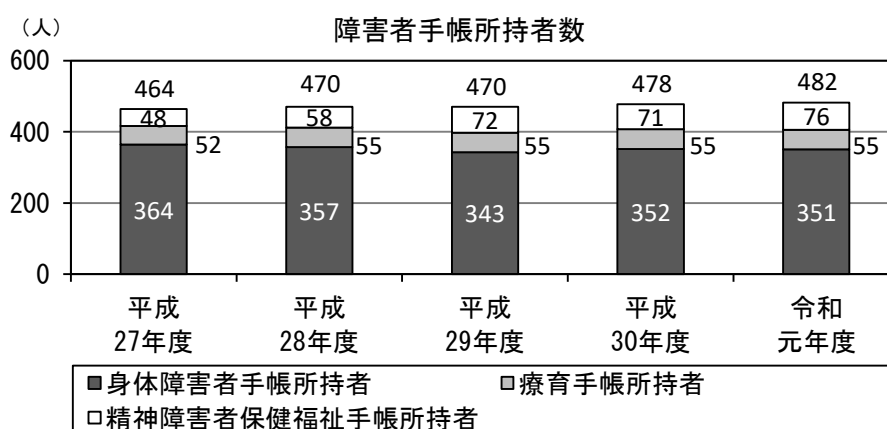
資料：住民基本台帳／各年3月31日現在

2. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成27年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移し、令和元年度の障害者手帳所持者数は482人となっています。

手帳別で見ると、「身体障害者手帳所持者」が351人で最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳所持者」が76人、「療育手帳所持者」が55人となっています。



資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

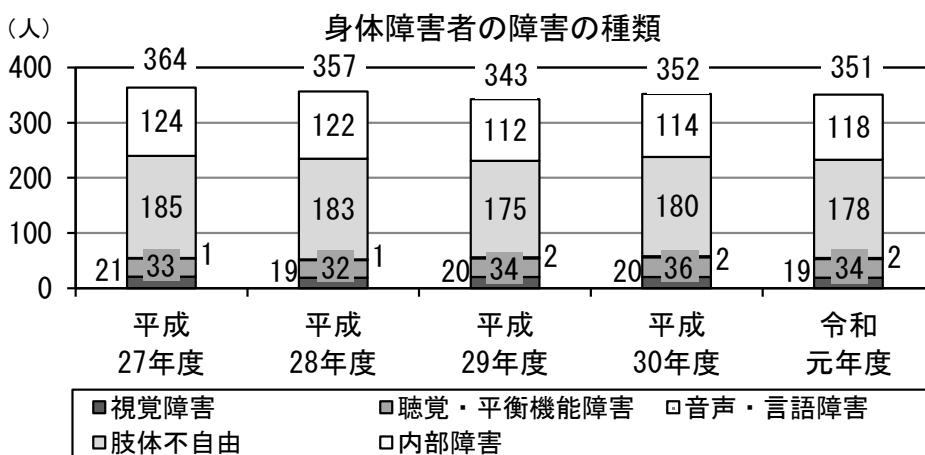
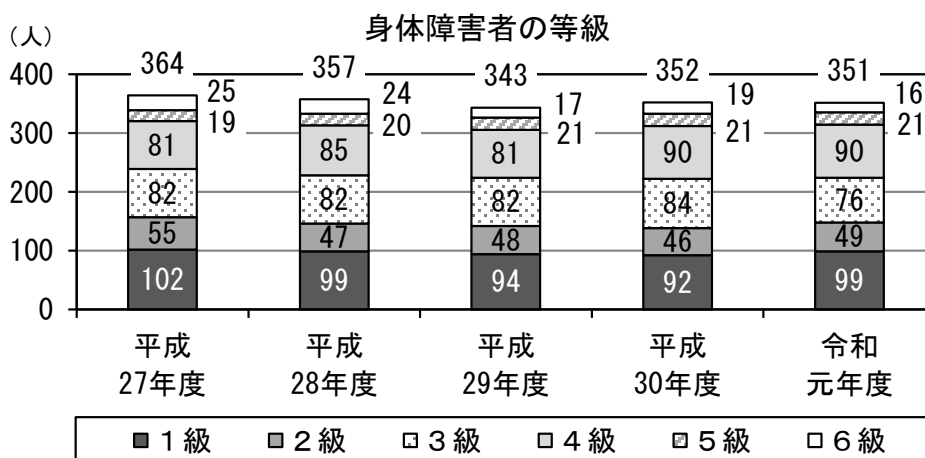
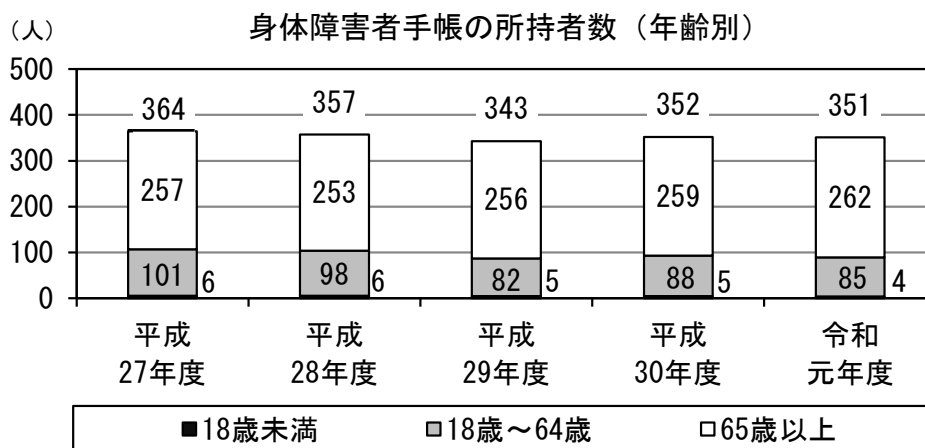
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の総数は、減少傾向となっています。

令和元年度を年齢別でみると、「65歳以上」が262人と最も多く、次いで「18歳～64歳」が85人、「18歳未満」が4人となっています。

等級別でみると、各級ともに増減を繰り返しながら推移する中で、令和元年度は「1級」が99人と、平成27年度から3人の減少となっています。

障害の種類別でみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多くなっています。



資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の総数は横ばいで推移しており、令和元年度は55人となっています。年齢別でみると「18歳～64歳」が最も多く、令和元年度は45人となっており、総数の約80%となっています。また、「18歳未満」は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

【療育手帳所持者数(年齢別)】

単位(人)

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
18歳未満	8	11	9	10	10
18歳～64歳	44	44	46	45	45
65歳以上	0	0	0	0	0
総数	52	55	55	55	55

資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

等級別でみると、各年度ともに「軽度B2」が最も多く、令和元年度は19人となっており、総数の約35%となっています。

【療育手帳所持者の等級】

単位(人)

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
最重度A1	12	12	12	11	11
重度A2	9	9	9	10	11
中度B1	12	12	13	14	14
軽度B2	19	22	21	20	19
総数	52	55	55	55	55

資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の総数は増加傾向で推移し、令和元年度は76人となっています。年齢別でみると、各年度ともに「18歳～64歳」が最も多くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢別)】

単位(人)

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
18歳未満	0	2	3	2	2
18歳～64歳	43	50	57	60	61
65歳以上	5	6	12	9	13
総数	48	58	72	71	76

資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

等級別でみると、各級ともに増加傾向で推移しています。また、各年度ともに「2級」が最も多く、令和元年度は49人となっており総数の約65%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級】

単位(人)

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	8	8	10	11	12
2級	33	38	48	47	49
3級	7	12	14	13	15
総数	48	58	72	71	76

資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

(5)自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者の総数は増加傾向で推移しています。「更生医療」「育成医療」はともに減少傾向、「精神通院医療」は増加傾向で推移しています。

【自立支援医療受給者数】

単位(人)

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
更生医療	27	29	21	22	21
育成医療	3	3	0	1	0
精神通院医療	32	102	104	110	119
総数	62	134	125	133	140

資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

(6) 特定医療費受給者数(指定難病患者)

特定医療費受給者数をみると、「指定難病」は増減を繰り返しながら増加傾向で推移しており、「小児慢性特定疾患」は増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

【特定医療費受給者数】

単位(人)

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
指定難病	57	65	67	65	69
小児慢性特定疾患	4	8	5	4	5
総数	61	73	72	69	74

資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

※「難病法」では、名称が「特定疾病」から「指定難病」に変わり、平成27年1月1日から対象となる疾病が拡大しました。さらに令和元年7月1日から361疾病に拡大しました。

(7) 特別支援学級・特別支援学校の在籍者数

町内の特別支援学級の在籍者数は、令和元年度で「小学校」が9人、「中学校」が2人となっています。特別支援学校の在籍者数は、平成30年度以降は4人となっています。

【特別支援学級の在籍者数】

単位(人)

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校	10	9	9	10	9
中学校	2	5	5	3	2
通級教室	0	0	0	0	0
総数	12	14	14	13	11

資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

【特別支援学校の在籍者数】

単位(人)

項目	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学部	1	2	2	4	4
中学部	0	0	0	0	0
総数	1	2	2	4	4

資料：健康福祉課調べ／各年度3月31日現在

第3章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の 成果目標等の達成状況

1. 第5期障害福祉計画に係る成果目標等の達成状況

(1)福祉施設から地域生活への移行

【国の基本指針】

- 平成 28 年度末時点の福祉施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行する。
- 平成 28 年度末時点の福祉施設入所者から2%以上削減する。
- 平成 29 年度末において、安堵町第4期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと思込まれる場合は、未達成分の割合を加味して目標値として設定する。

【計画値と実績値】

項 目	【基準値】 平成 28 年度末 施設利用者 (人)	【計画値】 令和 2 年度末 地域生活移行者 (人・増減率)	【実績 (見込み)】 令和 2 年度末 地域生活移行者 (人・増減率)
地域生活移行者の増加	6 人	1 人 (17.6%)	0 人 (0%)
福祉施設入所者の削減	6 人	1 人 (▲17.6%)	0 人 (0%)

福祉施設の入所者の地域生活への移行者は、平成 28 年度末と変わらず、令和 2 年度末の実績は 0 人となっています。

本町では、第 4 期までの計画を通じて、地域生活への移行を進めた結果、移行が可能な人の多くはすでに移行を果たされています。現在、福祉施設に入所している方は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化等の家庭の事情により、地域生活への移行が困難となっています。

本町では国の基本指針に即して目標値を定めてきましたが、引き続き、入所者の意向を尊重したうえで、本町の実情に合った地域生活への移行を進めていく取り組みが必要となります。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

○令和2年度末までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

【計画値と実績値】

項 目	【基準値】 平成 28 年度末	【計画値】 令和 2 年度末	【実績（見込み）】 令和 2 年度末
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	無	有	有

西和7町共同で令和2年度末までの圏域設置に向けて協議を進めました。

西和7町障害者等支援協議会の専門部会で、保健・医療・福祉関係者が参画する「くらし部会」の構成員に協力を要請し、介護部門の行政職員や関係機関の参画も見据え、新たな協議の場を設置し、精神障害に係る関係機関のネットワーク体制の強化を図りました。

(3)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

○福祉施設から一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。

○就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から2割以上増加する。

○各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を 80%以上とする。

【計画値と実績値】

項 目	【基準値】 平成 28 年度末 移行者数（人）	【計画値】 令和 2 年度末 （人）	【実績（見込み）】 令和 2 年度末 （人）
一般就労への移行者数	1 人	2 人	1 人

福祉施設から一般就労への移行者数は、計画値の2人に対して、令和2年度末の実績は1人となっています。

平成 30 年4月からは、障害のある人の法定雇用率が引き上げられ、障害のある人を雇用する義務がある事業主の範囲が従業員 50 人以上から 45.5 人以上となりました。このような状況下で、本町としては、福祉施設から一般就労への移行をより一層進めるために、引き続き、就労移行支援に取り組む事業者の育成等が必要となります。

【計画値と実績値】

項 目	【基準値】	【計画値】	【実績（見込み）】
	平成 28 年度末の 利用者数（人）	令和 2 年度末 （人）	令和 2 年度末 （人）
就労移行支援事業利用者数	1 人	2 人	0 人

就労移行支援事業利用者数は、令和元年度中に3人の利用がありましたが、令和2年度末の実績では0人となっています。

本町としては、就労移行支援事業の利用者数を増やすために、福祉施設における利用者に対する一般就労に向けた支援をより一層促進する必要があり、事業所と情報共有し、生産活動や職場体験等の機会提供や適性に合った職場探しを支援していきます。

【計画値と実績値】

項 目	【計画値】	【実績（見込み）】		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
各年度における就労定着支援 による1年後の職場定着率	各年度 80%	0%	0%	0%

就労定着支援による1年後の職場定着率は、計画値の各年度80%に対し、平成30年度から令和2年度までの実績はいずれも0%となっています。令和2年度に就労移行支援を利用し、一般就労に移行した利用者1人が就労定着支援を利用していますが、1年経過していないため実績は0%となります。

引き続き、福祉施設から一般就労への移行に向けた取り組みを推進するとともに、職業能力開発のための訓練等の場の充実や、事業者等への障害のある人の雇用に関する啓発等も進める必要があります。



(4)障害福祉サービス等の提供状況

※「令和2年度実績値」は令和2年9月までの実績をもとにした推計値

●「訪問系サービス」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間/月	175	188	200	219	374	425
	人/月	14	15	16	15	21	22

- ・各年度で利用人数、利用時間数ともに、実績値が計画値を大きく上回りました。

●「日中活動系サービス」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人日/月	318	337	355	260	319	338
自立訓練（機能訓練）	人日/月	5	5	5	0	3	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	5	5	5	0	0	0
就労移行支援	人日/月	33	49	49	45	32	0
就労継続支援（A型）	人日/月	44	65	65	67	84	81
就労継続支援（B型）	人日/月	102	117	117	179	197	201
短期入所	人日/月	29	30	31	30	25	29
就労定着支援	人日/月	5	5	5	0	0	1
療養介護	人/月	3	3	3	2	2	2

- ・生活介護は、各年度で実績値が計画値を下回りました。
- ・自立訓練（機能訓練）は、各年度で実績値が計画値を下回り、自立訓練（生活訓練）は利用がありませんでした。
- ・就労移行支援は、平成30年度は実績値が計画値を上回りましたが、令和元年度以降は実績値が計画値を下回っています。
- ・就労継続支援（A型・B型）は、各年度で実績値が計画値を大きく上回りました。
- ・短期入所は、平成30年度の利用は実績値が計画値を上回りましたが、令和元年度以降は計画値を下回りました。
- ・就労定着支援は、各年度で実績値が計画値を下回りました。
- ・療養介護は、各年度で実績値が計画値を下回りました。

●「居住系サービス」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立生活援助	人/月	0	1	1	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	7	8	9	4	3	3
施設入所支援	人/月	6	6	5	6	7	7

- ・自立生活援助は、各年度で利用がありませんでした。
- ・共同生活援助（グループホーム）は、各年度で実績値が計画値を大きく下回りました。
- ・施設入所支援は、平成30年度は計画値どおりの利用でしたが、令和元年度以降は実績値が計画値を上回りました。障害のある人やその介護家族の高齢化を背景に、利用ニーズが依然高いサービスとなっています。

●「相談支援」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
計画相談支援	人/月	6	6	6	5	7	7
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	人/月	1	1	1	0	0	0

- ・計画相談支援は、平成30年度は実績値が計画値を下回りましたが、令和元年度以降は実績値が計画値を上回りました。
- ・地域移行支援及び地域定着支援は、各年度で利用がありませんでした。



(5)地域生活支援事業の実施状況

※「令和2年度実績値」は令和2年9月までの実績をもとにした推計値

●「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「障害者相談支援事業」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	無
障害者相談支援事業	か所	3	3	4	3	3	3

- ・理解促進研修・啓発事業は、計画どおり実施できました。
- ・自発的活動支援事業は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により未実施となりました。
- ・障害者相談支援事業は、概ね計画どおりの実績となりました。

●「自立支援協議会(西和7町障害者等支援協議会)の広域設置」、「基幹相談支援センター」、「基幹相談支援センター等機能強化事業」、「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立支援協議会(西和7町障害者等支援協議会)の広域設置	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	無	無	無
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	無	無	有	無	無	無

- ・自立支援協議会(西和7町障害者等支援協議会)は、計画どおりに広域設置となりました。
- ・基幹相談支援センターは、令和2年度は設置予定でしたが、実績としては未設置となりました。
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業は、令和2年度は実施予定でしたが、実績としては未実施となりました。
- ・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)は、令和2年度は実施予定でしたが、実績としては未実施となりました。

●「成年後見制度事業」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見 支援事業	人/年	1	2	4	1	1	1

- ・成年後見制度利用支援事業は、各年度で実績はありませんでした。
- ・成年後見制度法人後見支援事業は、平成 30 年度は計画値どおりでしたが、令和元年度以降は実績値が計画値を下回りました。

●「意思疎通支援事業」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	35	35	35	123	89	70
手話通訳者設置事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、各年度で計画値を大きく上回りました。
- ・手話通訳者設置事業は、各年度で実績はありませんでした。

●「日常生活用具給付等事業」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
日常生活用具 給付等事業	件/年	230	235	240	210	206	78
介護訓練支援用具	件/年	0	0	0	6	0	0
自立生活支援用具	件/年	1	1	1	4	0	0
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2	2	1	0
情報・意思疎通 支援用具	件/年	2	2	2	2	1	0
排せつ管理支援用具	件/年	225	230	235	196	204	78
居宅生活動作 補助用具	件/年	0	0	0	0	0	0

- ・日常生活用具給付等事業（総数）は各年度で実績値が計画値を下回りました。内訳をみると、各年度で排せつ管理支援用具の実績値が計画値を下回っています。

●「手話奉仕員養成研修事業」の計画値と実績値

事業名と単位		計画値			実績値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
養成講習修了者数	人/年	6	6	6	6	0	0

- ・養成講習修了者数は、令和元年度は養成講座が募集定員に満たなかったため中止、令和2年度は新型コロナウイルスにより開催中止となり、実績は0人となっています。

●「移動支援事業」の計画値と実績値

事業名と単位			計画値			実績値		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
移動支援 事業	契約事業所数	か所	19	20	21	21	21	21
	実利用者数	人/年	17	18	19	18	19	17
	延利用 時間数	時間/年	1,653	1,740	1,827	2,288	2,481	2,921

- ・契約事業所数及び実利用者数は、概ね計画どおりとなっています。
- ・延利用時間数は、実績値が計画値を大きく上回っています。

●「地域活動支援センター事業」の計画値と実績値

事業名と単位			計画値			実績値		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
地域活動支 援センター	設置か所数		1	1	1	0	0	0
	利用者数	人/年	0	0	0	0	1	2
I型	広域	か所	0	0	0	0	1	1
II型	広域	か所	1	1	1	0	0	0
III型	広域	か所	0	0	0	0	0	0

- ・地域活動支援センター事業は、広域でI型の利用がありました。

●「日中一時支援事業」の計画値と実績値

事業名と単位			計画値			実績値		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
日中一時 支援事業	契約事業所数	か所	10	10	10	10	10	9
	実利用者数	人/年	3	3	3	5	4	7

- ・実利用者数は、各年度で実績値が計画値を上回っています。

2. 第1期障害児福祉計画に係る成果目標等の達成状況

(1)障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

【国の基本指針】

- 令和2年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。
- 令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。
- 平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

【計画値と実績値】

項目	【基準値】 平成28年度末 時点の状況	【計画値】 令和2年度末 時点の状況	【実績値】 令和2年度末 時点の状況
児童発達支援センターの設置	無	1か所 (西和7町圏域)	無
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	無	有 (西和7町圏域)	無
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	無	1か所 (西和7町圏域)	無
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	無	有(本町単独)	有(本町単独)

障害児に対する重層的な地域支援体制の構築のうち、児童発達支援センターの設置については、西和7町においてワーキングチームを立ち上げ、圏域設置に向けて、奈良県障害福祉課や児童発達支援センターの関係機関と協働し協議を進めました。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、児童発達支援センター設置と連動させて西和7町で協議を進めました。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置については、計画どおり本町単独で設置をしました。

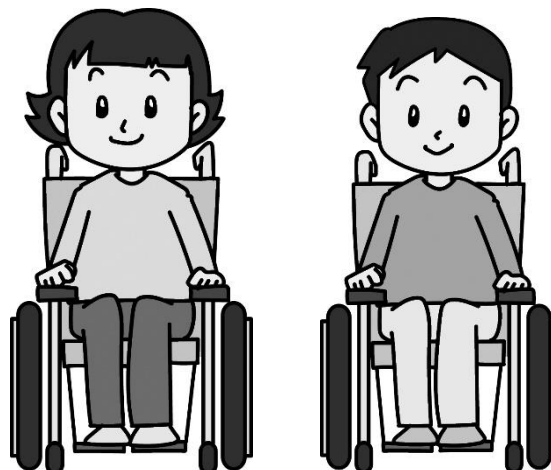
(2)障害児福祉サービス等の提供状況

※「令和2年度実績値」は令和2年9月までの実績をもとにした推計値

●「障害児通所支援」、「障害児相談支援」、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」の計画値と実績値

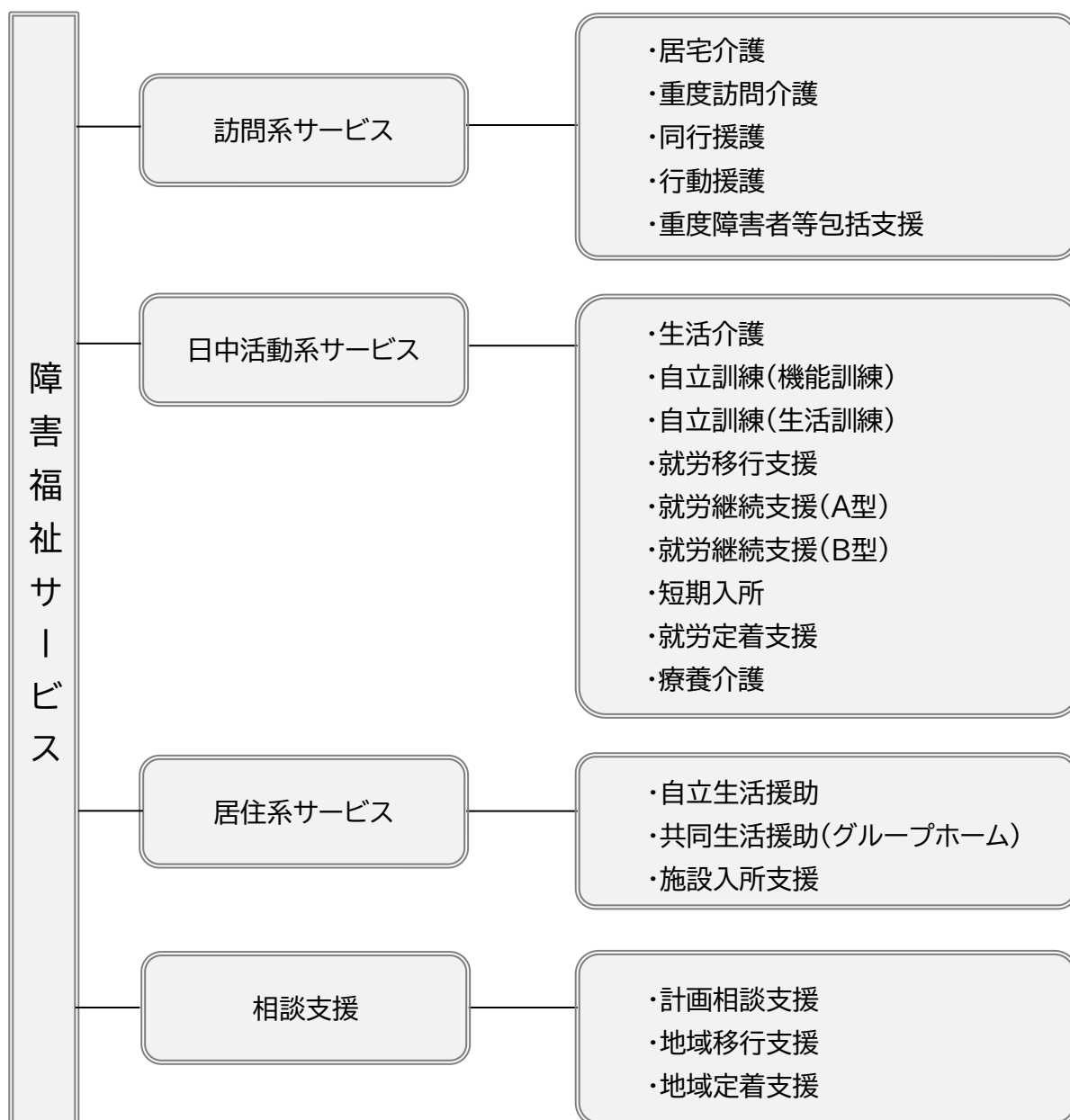
事業名と単位			計画値			実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児通所支援	児童発達支援	人日/月	50	60	70	164	75	28
	医療型児童発達支援	人日/月	0	0	12	0	0	18
	放課後等デイサービス	人日/月	30	40	69	195	378	129
	保育所等訪問支援	人日/月	0	0	12	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	4	0	0	0
障害児相談支援		人/月	2	2	2	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		人/月	0	0	1	0	0	0

- ・児童発達支援は、平成30年度と令和元年度は実績値が計画値を上回りましたが、令和2年度は実績値が計画値を下回っています。
- ・医療型児童発達支援は、令和2年度は実績値が計画値を上回りました。
- ・放課後等デイサービスは、各年度で実績値が計画値を大きく上回りました。
- ・保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、いずれも利用はありませんでした。
- ・障害児相談支援は、各年度で実績値が計画値を下回りました。
- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は、令和2年度の計画値が1人に対して、実績値は0人となっています。



第4章 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

障害のある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和3年度から5年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。



1. 訪問系サービス

訪問系サービスとして下記の事業を実施します。第5期計画期間中の実績に基づいて見込量を設定します。

サービス種別	見込量の単位
1. 居宅介護	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用時間【時間】
2. 重度訪問介護	
3. 同行援護	
4. 行動援護	
5. 重度障害者等包括支援	

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人/月	19	20	21
	時間/月	349	367	386
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	5	5	5
行動援護	人/月	1	1	1
	時間/月	20	20	20
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
合 計	人/月	21	22	23
	時間/月	374	392	411

■訪問系サービスにおける見込量確保の方策

居宅介護については、在宅生活への移行等により、ニーズの高まりが予想されることから、サービス提供体制の確保が必要です。

利用者のニーズに合ったサービスを提供し、住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、今後もサービスの質の向上等を図ります。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスとして下記の事業を実施します。第5期計画期間中の実績に基づいて見込量を設定します。

サービス種別	見込量の単位
1. 生活介護	月あたりの平均利用者数【人】 月あたりの平均利用延べ日数【人日】
2. 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
3. 就労移行支援	
4. 就労継続支援(A型・B型)	
5. 短期入所	
6. 就労定着支援	月あたりの平均利用者数【人】
7. 療養介護	

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人/月	18	19	20
	人日/月	338	357	375
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労移行支援	人/月	2	2	2
	人日/月	32	32	32
就労継続支援 (A型)	人/月	4	4	4
	人日/月	89	89	89
就労継続支援 (B型)	人/月	14	15	15
	人日/月	193	207	207
短期入所	人/月	2	2	2
	人日/月	30	30	30
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	2	2	2

■日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業所の適正な配置に向け、近隣市町並びに事業者との調整を行いながら、サービス提供体制の確保を図ります。

3. 居住系サービス

居住系サービスとして下記の事業を実施します。第5期計画期間中の実績に基づいて見込量を設定します。

サービス種別	見込量の単位
1. 自立生活援助 2. 共同生活援助(グループホーム) 3. 施設入所支援	月あたりの平均利用者数【人】

【サービス見込量】

事業名と単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	3	3	3
施設入所支援	人/月	7	7	7

■居住系サービスにおける見込量確保の方策

自立生活援助については、新たなサービスであるため、制度の周知に努めていきます。

共同生活援助(グループホーム)については、入所施設等からの地域移行を進めるうえで、地域における生活の場として必要不可欠のサービスであるという認識の下、サービス提供体制の確保を図ります。



4. 相談支援

相談支援として下記の事業を実施します。第5期計画期間中の実績に基づいて見込量を設定します。

サービス種別	見込量の単位
1. 計画相談支援 2. 地域移行支援 3. 地域定着支援	月あたりの平均利用者数【人】

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人/月	7	7	7
地域移行支援	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1

■相談支援における見込量確保の方策

計画相談支援については、利用者の意向や心身の状態等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員養成研修の充実を図ります。

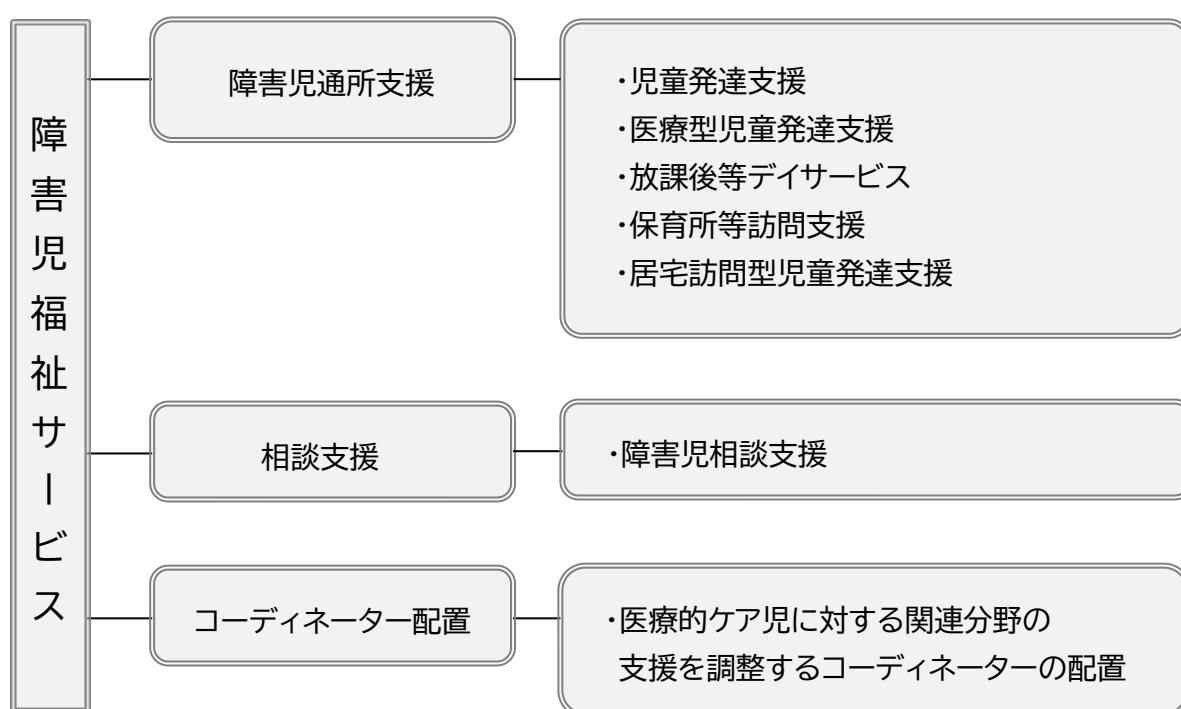
また、地域移行支援や地域定着支援については、サービスを必要とする人に対して広報や町ホームページ、各種団体等を通じて周知を行い、利用を促すとともに、提供体制の確保を図ります。



第5章 障害児通所支援等の見込量と確保の方策

障害児福祉サービスは、児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が含まれる障害児通所支援と、相談支援で構成されています。制度改正により、平成24年度から根拠法が「児童福祉法」に一本化され、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が新設されました。その後、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置が新設されました。

令和3年度から令和5年度までの各年度における障害児通所支援等のサービスの種類ごとの必要量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。



1. 児童発達支援・医療型児童発達支援

・児童発達支援

障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

・医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある子どもに対して児童発達支援及び治療を行います。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人/月	3	4	4
	人日/月	75	88	100
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

2. 放課後等デイサービス

在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある子どもの放課後等の居場所を提供します。

【サービス見込量】

事業名と実績		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等デイサービス	人/月	9	10	11
	人日/月	567	630	693

3. 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人や当該施設の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行います。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	1

4. 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	1

5. 障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	人/月	2	2	2

6. 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するなどの役割を担うコーディネーターを配置します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置の有無	無	無	有

■障害児支援における見込量確保の方策

地域における障害のある子どもの状況把握に努め、関係機関との連携の下、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。特にニーズの高い放課後等デイサービスについては、新規事業者の参入促進を図ります。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、今後配置をめざします。

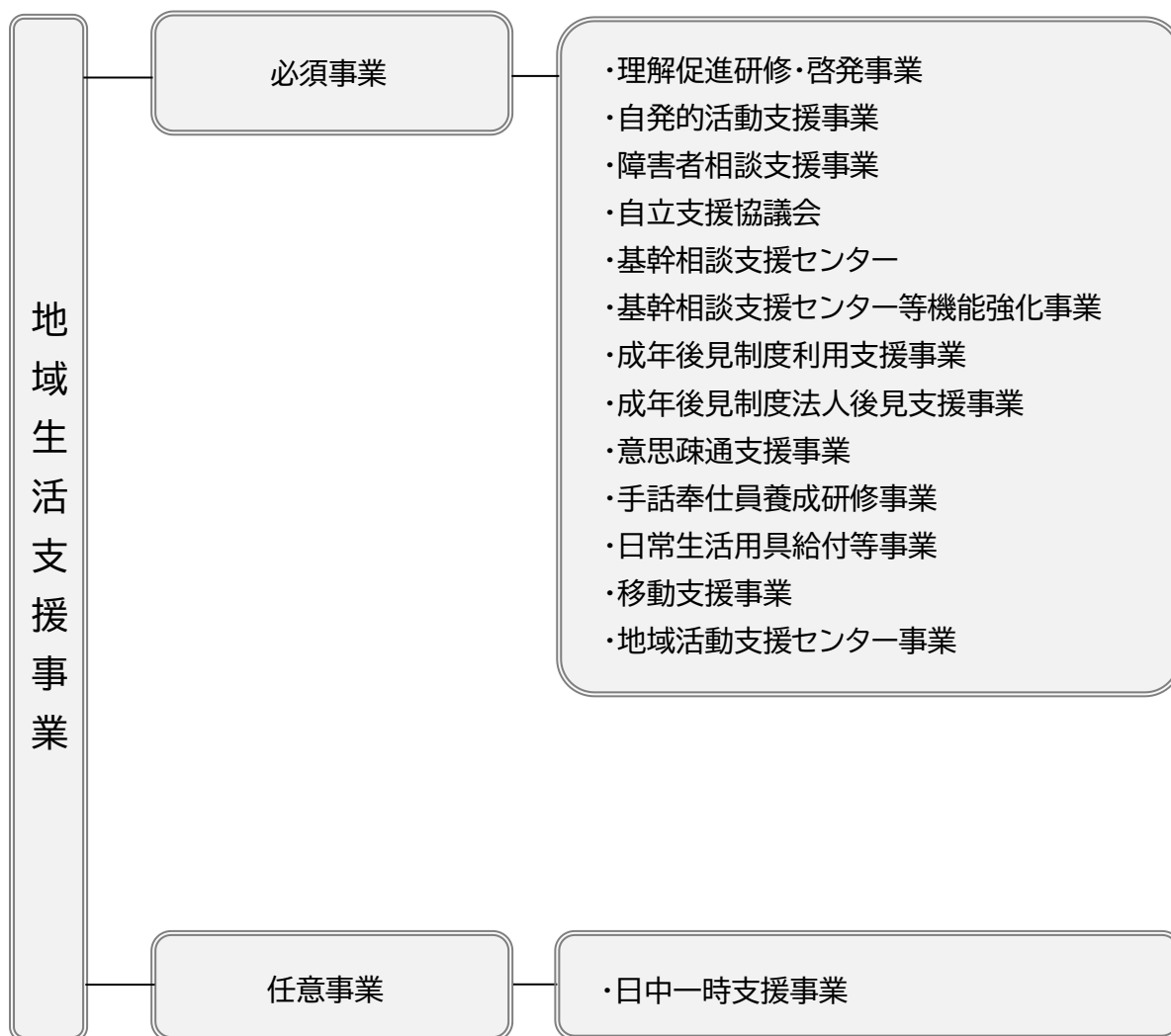


第6章 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的、効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等、基本的にすべての市町村で実施が要請されている事業です。任意事業は市町村ごとに実施内容が異なる事業であり、本町では日中一時支援事業を実施しています。

令和3年度から令和5年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。



1. 必須事業

地域生活支援事業における必須事業として下記の各事業を実施します。第5期計画期間中の実績等に基づいて見込量を設定します。

サービス種別	見込量の単位
1. 理解促進研修・啓発事業	実施の有無
2. 自発的活動支援事業	実施の有無
3. 障害者相談支援事業	実施か所数
4. 自立支援協議会	設置の有無
5. 基幹相談支援センター	設置の有無
6. 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無
7. 成年後見制度利用支援事業	年間の利用者数【人】
8. 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無
9. 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の年間の利用者数【件】 手話通訳者設置事業の実施の有無
10. 手話奉仕員養成研修事業	実施の有無
11. 日常生活用具給付等事業	日常生活用具の種類ごとの年間の給付件数【件】
12. 移動支援事業	契約事業所数【か所】 年間の利用者数【人】 年間の利用時間数【時間】
13. 地域活動支援センター事業	年間の利用か所数【利用か所】 年間の利用者数【人】

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障害のある人の理解促進及びともに生きる社会の実現に向けた啓発事業を推進します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の 有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害のある人またはその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有

③障害者相談支援事業

障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3

④自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担います。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立支援協議会	設置の 有無	有	有	有

⑤基幹相談支援センター

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援等の情報提供や助言を行う役割を担います。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
基幹相談支援センター	設置の 有無	無	無	無

⑥基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	無	無	無

⑦成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、または精神障害のある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

⑧成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有

⑨意思疎通支援事業

意思の伝達に支援が必要な障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、意思疎通の仲介支援を行います。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	94	99	104
手話通訳者設置事業	実施の 有無	無	無	無

⑩手話奉仕員養成研修事業

意思の伝達に支援が必要な障害のある人に対して、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成・研修を行います。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	有	有	有

⑪日常生活用具給付等事業

重度の身体障害のある人、知的障害のある人であって、当該用具を必要とする人に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護訓練支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	1	1	2
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	59	65	72
居住生活動作補助用具	件/年	1	1	1

⑫移動支援事業

移動が困難な障害のある人で、外出時に付き添う人がいない場合に、ヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

【サービス見込量】

事業名と単位			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	契約事業所数	か所	23	23	23
	利用者数	人/年	18	19	20
		時間/年	2,563	2,692	2,826

⑬地域活動支援センター事業

障害のある人に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター事業	利用か所	1	1	1
	人/年	1	1	1

■地域生活支援事業(必須事業)における見込量確保の方策

地域生活や社会参加の観点から、障害について理解を深める研修やイベントの開催を検討するとともに、外出時の支援や意思疎通支援等に努めます。



2. 任意事業

地域生活支援事業における任意事業として下記の事業を実施します。第5期計画期間中の実績に基づいて見込量を設定します。

サービス種別	見込量の単位
1. 日中一時支援事業	契約事業所【か所】 年間の利用者数【人】

①日中一時支援事業

家族の一時的な休息を目的として、日中活動の場の提供、見守り等の支援を行います。

【サービス見込量】

事業名と単位			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援 事業	契約事業所数	か所	10	10	10
	利用者数	人/年	5	6	6

■地域生活支援事業(任意事業)における見込量確保の方策

日中一時支援事業については、ニーズの高い事業であり、今後もサービス量の確保及び質の維持に努めます。



第7章 その他事業の見込量と確保の方策

1. 地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

地域生活支援拠点等の設置か所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、見込量を設定します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置か所数	か所/年	1	1	1
検証及び検討の実施回数	回/年	4	4	4

2. 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを近隣自治体と連携して行うものです。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラムの支援 プログラム等の受講者数	人/年	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人/年	1	1	1
ピアサポート活動の参加人数	人/年	1	1	1

3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障害のある人の地域定着をめざします。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1

4. 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に向けて、相談支援体制の充実・強化等に関する各見込量を設定します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言	件/年	1	1	1
相談支援事業者の人材育成の支援	件/年	2	2	2
相談機関との連携強化の取り組みの実施	回/年	2	2	2

5. 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに係る体制の構築

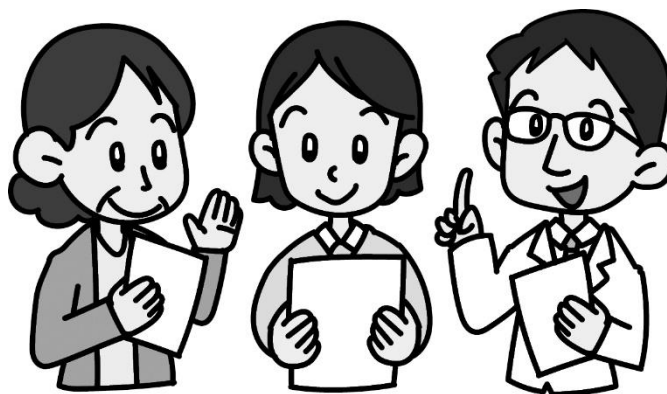
「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供に向けて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する各見込量を設定します。

【サービス見込量】

事業名と単位		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害福祉サービス等に係る 研修への町職員の参加人数	人/年	1	1	1
障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の 共有	回/年	4	4	4

■その他事業における見込量確保の方策

地域支援拠点の設置と充実、発達障害への対応や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、相談支援体制の充実・強化等に向けて、関係機関や事業者との連携を図るとともに、新たに実施する事業の推進のため検討・協議を進めていきます。



第8章 成果目標の設定

障害のある人の地域生活への移行や就労支援、障害のある子どもの健やかな成長といった課題に対応するため、本計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本町の実情を考慮し、以下のとおりに設定します。

1. 障害福祉サービス等に関する成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	①地域生活に移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	②施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

本町の目標	現状	施設入所者数	7人
	目標	①地域生活移行者数	1人
		②施設入所者数の削減	1人

※目標は令和5年度末時点

● 成果目標に対する考え方 ●

福祉施設の入所者の地域生活への移行については、令和元年度末の施設入所者数が7人であることから、国の基本指針に則り、地域生活移行者を1人（移行率14.3%）とし、施設入所者数の削減を1人（▲14.3%）に設定しました。

施設入所者が地域生活に円滑に移行できるように、在宅介護の充実を一層推進することにより、目標達成を図ります。

(2)地域生活支援拠点等の機能充実

国の 基本指針	地域生活支援拠点等の機能充実 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
------------	--

本町の 目標	現状	地域生活支援拠点の整備	未整備
	目標	地域生活支援拠点の整備	整備
		地域生活支援拠点の運用状況の検証	実施

※目標は令和5年度末時点

● 成果目標に対する考え方 ●

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談・体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検討を行います。検討にあたっては、本町の実情や課題について関係機関が情報を共有し、西和7町障害者等支援協議会の場を活用して協議を進めます。

(3)福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	①一般就労への移行者数 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。
	ア. 就労移行支援事業 令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
	イ. 就労継続支援A型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上とすることを基本とする。
	ウ. 就労継続支援B型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とすることを基本とする。
	②就労定着支援事業利用者 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
	③就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

本町の 目標	目標	①一般就労への移行者数	3人
		ア. 就労移行支援事業	1人
		イ. 就労継続支援A型事業	1人
		ウ. 就労継続支援B型事業	1人
		②就労定着支援事業利用者	1人
		③就労定着支援事業の就労定着率	—

※目標は令和5年度末時点

● 成果目標に対する考え方 ●

国の基本指針を踏まえ、福祉施設から一般就労への移行を進めるため、利用者の意思を尊重し、関係機関と連携しながら計画相談員や就労事業所との情報共有に努めます。

就労定着支援事業の就労定着率については、本町に該当する事業所がないため、目標の設定は行わないものとします。

(4)相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	相談支援体制の充実・強化等 令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
------------	---

本町の 目標	目標	総合的・専門的な相談支援の実施	実施
		訪問等による専門的な指導・助言	実施
		相談支援事業者の人材育成の支援	実施
		相談機関との連携強化の取り組みの実施	実施

※目標は令和5年度末時点

● 成果目標に対する考え方 ●

西和7町及び委託相談支援事業所と協働し、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化に努めます。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取り組みを進めます。

(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の 基本指針	障害福祉サービス等の質の向上 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。
------------	--

本町の 目標	目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施
		障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有	実施
		指導監査結果の関係市町村との共有	実施

※目標は令和5年度末時点

● 成果目標に対する考え方 ●

障害のある人等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討にあたっては、西和7町障害者等支援協議会の場を活用して協議を進めます。

2. 障害児支援に関する成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	①児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	④重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
	⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を基本とする。

本町の 目標	①児童発達支援センターの設置	1か所以上
	②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施
	③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
	④重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置
	⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1名配置

※目標は令和5年度末時点

● 成果目標に対する考え方 ●

児童発達支援センターの設置については、西和7町及び関係機関で協議を進めながら、西和7町圏域で1か所以上の共同設置を目標とします。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、児童発達支援センター設置と連動させ、引き続き協議を進めていきます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、障害の特性や発達段階等に応じた対応ができるように関係機関と連携を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、西和7町による圏域配置を目標とします。



第9章 計画の円滑な推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進については、関係部局が協力して取り組むことが必要となることから、連携・調整を図りながら、一体となって総合的かつ計画的に各種施策を推進します。

(2) 住民参加

障害のある人に対する住民の理解をより一層深め、地域一体での取り組みを進めることで、基本理念の「みんながふれあい とともに暮らし 安堵するまち」を実現します。

(3) 西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町（安堵町、三郷町、平郡町、班鳩町、上牧町、王寺町、河合町）では、7町の行政機関及び地域の障害者団体、障害者施設、障害福祉サービス事業所が協働し、西和7町障害者等支援協議会を組織しています。

障害のある人にかかわる制度や取り組みを豊かにするためには、地域における課題を洗い出し、多方面からの検討を重ね、その課題の解決を進める場が必要です。

本町では、西和7町障害者等支援協議会での話し合いを尊重し、地域に住む障害のある人等にとって必要とする支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制づくりをめざしています。

今後も、西和7町障害者等支援協議会と連携を図りながら、地域に住む誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

【西和7町障害者等支援協議会】



2. 計画の進行管理と評価

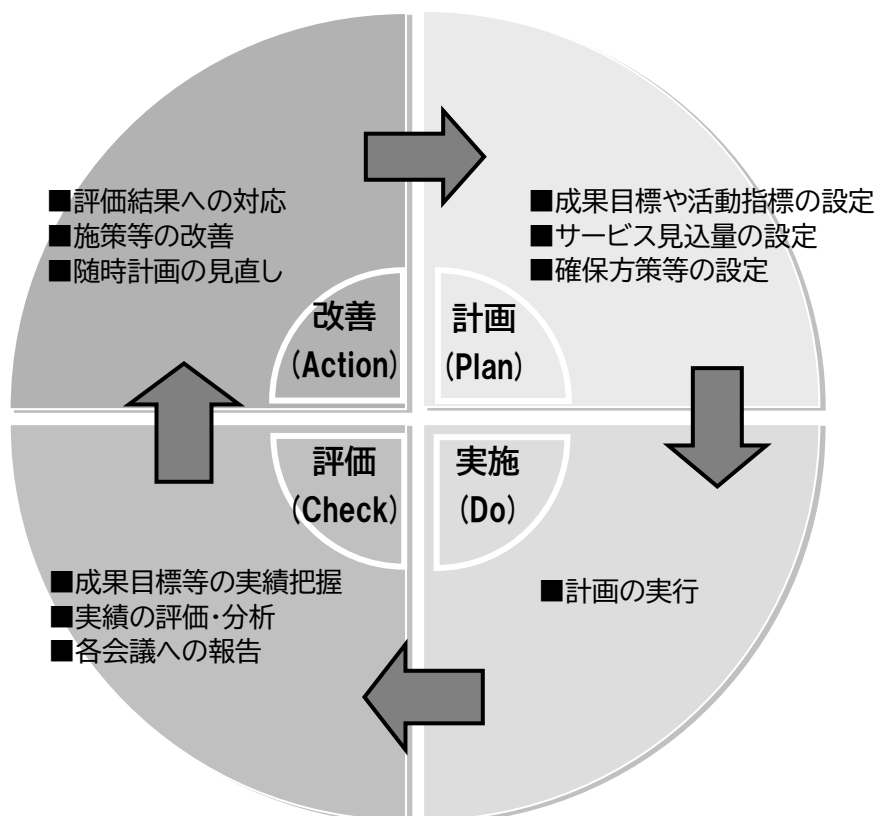
障害者総合支援法において、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされています。

そのため、本計画では、PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況や数値目標の達成状況等について、少なくとも年1回は実績を把握していきます。その際、必要がある場合は、計画の変更や事業の見直し等を行います。

●○ PDCA サイクルとは ○●

PDCA サイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く利用されているマネジメント手法であり、PDCA とは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」のそれぞれの頭文字を示しています。

業務の遂行にあたり、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程を経ることが、サービスの質を高めていくうえで重要となります。



資料編

安堵町障害者計画及び安堵町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき、安堵町障害者計画(以下「基本計画」という。)及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき、安堵町障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するため、安堵町障害者計画及び安堵町障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画及び福祉計画の策定に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町民を代表する者

(2) 識見を有する者

(3) 福祉サービスに関する事業に従事する者

3 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了の日までとする。ただし、委員の交替の必要が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、基本計画及び福祉計画が策定された日をもってその効力を失う。

計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	組織名（第4条第2項）	所 属 （ 職 名 ）	氏 名
1	保健医療福祉学識経験者	帝塚山大学教授	石田 慎二 (会長)
2	関係機関町民関係団体	安堵町民生児童委員協議会代表	山崎 眞季 (副会長)
3	町民代表	安堵町区長会代表	福田 昭彦
4	町民代表	安堵町安寿会連合会代表	松井 睦美
5	関係機関町民関係団体	安堵町社会福祉協議会代表	桂木 正一
6	町民関係団体	安堵町手をつなぐ育成会代表	奥西 豊子
7	町民関係団体	安堵町健康づくり推進員代表	川畑 政代
8	議会議員	安堵町議会議員	福井 保夫
9	議会議員	安堵町議会議員	浅野 勉
10	保健医療福祉経験者	安堵町医師	山内 優美
11	保健医療福祉経験者	安堵町歯科医師会代表	植村 博俊
12	保健医療福祉経験者	一般財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん 認知症サポート医	織部 裕明
13	保健医療福祉経験者	みむろ訪問看護ステーション管理者	下城 明子
14	保健医療福祉経験者	あくなみ苑施設長	田中 将史

用語解説

あ

◆一般就労

企業等との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法の下で、賃金の支払を受ける就労形態。障害者就労施設での就労との対比で使われる。

◆インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、すべての子どもを受け入れる教育。障害のある人が一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要。

◆インクルージョン

「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」と訳されている。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。

か

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障害のある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

◆協働

住民、事業者、行政、NPO等、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと、「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

さ

◆手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障害のある人のために手話通訳を行う人。

◆小児慢性特定疾患

小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置されることが児童の健全な育成を阻害することとなるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定の疾患。

◆身体障害

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、脳性麻痺、内部障害等がある。

◆精神障害

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能が障害され、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障害、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

◆成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

た

◆地域共生社会

高齢者・障害のある人・子ども等のすべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

◆地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市町村や都道府県が柔軟な形態により計画的に実施する事業。

◆地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障害のある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

◆知的障害

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

◆特定疾患

難病のうち、厚生労働省が特に定めたもの。原因不明で治療方法の確立されていないもの、後遺症のために社会復帰が困難になるもの、慢性化・長期化によって家族の経済的・精神的負担が大きくなるもの、症例が少なく研究が進んでいないもの等が指定される。スモン、サルコイドーシス、パーキンソン病等がある。

◆特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の障害のある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

◆特別支援学校

従来の盲・聾・養護学校といった障害種別を超えた学校制度。対象とする障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障害の程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

な

◆ノーマライゼーション

障害のある人や高齢者等の社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は

◆発達障害

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障害、学習症（LD）、注意欠陥多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

◆バリアフリー

障害のある人等が日常生活や社会生活を営むうえでの様々な障壁（バリア）となるものを取りのぞくこと。

◆ピアサポート／ピアサポーター

ピアサポート（ピアカウンセリング）とは、障害のある人自身が、他の障害のある人に対し、自らの体験に基づき、相談に応じたり、社会参加や地域での交流・問題の解決等を支援する活動のこと。そのサポートを行い相談に応じる人のことをピアサポーターという。

◆法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。

や

◆ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。

安堵町
第6期障害福祉計画
(第2期障害児福祉計画)

発行年月：令和3年3月

発行：安堵町

担当課：民生部 健康福祉課

〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 853 番地

電話 0743-57-1590 FAX 0743-57-1592